

候補校段階のステップ概要

<コンサルテーション訪問>

IB 認定の要件は、認定前の最終確認訪問時にはすべてを満たしている必要があるため、その事前準備として、学校はIB内の関連部門およびIB公認コンサルタントによるアドバイス、あるいは一度は義務付けられているコンサルテーション訪問を通して国際バカロレアの支援を受けられる。コンサルテーション訪問のタイミングは、IB内の関連部門またはIB公認のコンサルタントとの協議で決定される。訪問の結果、その後のIBプログラム実施に向けた指摘事項を列記したレポートが学校に送られ、何度かやり取りを行った後、コンサルテーションレポートの各項目がおおよそ「良い」評価になったところで、コンサルタントから学校に、認定校申請書の提出の許可通知が送られる。この許可通知を受け、学校は認定校申請書を国際バカロレア機構に提出する流れとなる。

<認定の申請>

『Application for authorization(プログラム認定校申請書)』および関係書類は、学校が認定プロセス上の進捗を遂げIBワールドスクールとなる準備が整ったことの証となる。候補校はIBプログラムとその実施の意味を理解している旨を表明する文書も必要となる。認定校申請は無料。『Application for authorization(プログラム認定校申請書)』および関係書類(内容は主に候補校申請時の資料をIBコンサルタントからのアドバイスを基に更新したもの)によって、学校は下記のことを表明する:

- IBの教育哲学を理解した。
- IBプログラムの要件を理解した。
- 実施の成就を確実にする行動計画の主要な目標を達成した。
- IBワールドスクールとなるための要件を満たしたという結論に達した。

<確認訪問>

『Application for authorization(プログラム認定校申請書)』が受理されたと後、国際バカロレア機構IB訪問チーム2~3名が申請校へ訪問し、2日間ほどかけてIBワールドスクール認定校となる準備が整っているかの最終的に確認が行われる。この訪問目的は主に以下の2点の事項であり、個々の教員や学校管理者を評価するものではない。

- 学校が認定に必要なすべての要件を満たしたことの確証を得る。
- 要求されているレベルを超えて実践されている事項、または今後その進展を推し進めることにより、IBプログラムの効果的な実施に資すると思われる事項を確認。

確認訪問には、施設確認、教職員（校長、コーディネーター、各教員、図書館司書など）との面談、生徒/保護者との面談、などが含まれる。確認訪問の際の交通費、宿泊費、食事、ミーティング室確保などはすべて学校負担となる。

確認訪問の後、IBの担当部署によって認定プロセスに関するレポートが出される。このレポートは、確認訪問から得た結果と各種申請書類上のデータに基づいて作成され、通常以下の要素が盛り込まれる。

【賞賛事項】認定に必要なレベルを越えて実践されている点。IBプログラムの実施にとってプラスに働くこと。

【指摘事項】IBプログラムをさらに進展させて行くための指針を与えるもの。

【重大な指摘事項】直ちに対応しないとIBプログラムのあるべき姿を損なうおそれがあり、そのため申請校のIBワールドスクール認定資格をも危うくするような事柄が校内で実践されているケースがある。

<認定の判断>

候補校による申請の結果を判断するのは常に事務局長の責任であり、IBの担当部署が提出する文書に基づいて、この決定は下される。IBプログラム教育を行う権限が認められるか否認されるかは事務局長の判断による。判断の結果は以下のいずれかとなる。

① 認定

候補校による認定申請がIBの要件を満たし対応を要す事柄も無いと事務局長が判断した場合、IB資料『IBワールドスクールのための規則』に従うことを条件に、該当するIBプログラムの教育を実施する認定が与えられる。事務局長の認定証が国際バカロレア本部から申請校に送られる。

② 候補状態の継続

認定する前に候補校によって何らかの変更または改善が実施される必要があると国際バカロレアが判断した場合、IBの担当部署は重大な指摘事項を詳細に連ねて候補校に文書で通知する。対応が済んだ、あるいは場合によっては対応の完了に向け評価に値する計画が作成されたという確証が提示されるまでの期限がこの文書で定められている。その後、候補校の認定を推奨するか、あるいは認定までに更なる作業が必要かの判断がIBの担当部署によってなされる。候補校の費用負担となる再訪問が設定される場合もある。重大な指摘事項が候補校により国際バカロレアの満足がゆくまで対応されずに認定が下されることは決していない。

③ 否認

国際バカロレアは候補校がIBプログラム教育を実施することを認めない自由裁量権を堅持する。否認された場合、そのような決定に至った理由の要旨が事務局長から知らされる。この決定は覆すことができない。再検討または反訴の対象とは成り得ない。国際バカロレアから上記の決定を示す文書が送られたあと、2年以上経過すると再度候補校の申請をすることができる。その後のプロセスと手数料は通常通りとなる。